

放射線測定機器点検校正業務 仕様書

1 目的

本業務は、緊急時における防災活動用資機材として整備しているサーベイメータ等の放射線測定機器について点検校正を行い、当該機器の正常な機能を維持することを目的とする。

2 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日までに行うものとする。

3 点検・校正項目

(1) 点検・校正を行う放射線測定器

- ・ 電離箱式サーベイメータ（富士電機（株）製 NHA）
- ・ NaI シンチレーションサーベイメータ（富士電機（株）製 NHC711B2-BYY2Y-S）

(2) 配備機関及び校正台数

	配備機関名	所在地	電離箱式 サーベイメ ータ	NaI シンチレー ションサーベ イメータ
1	福岡県庁	福岡市博多区東公園 7-7		4
2	糸島市役所	糸島市前原西 1-1-1	1	1
3	福吉中学校	糸島市二丈福井 5918 番地 1	1	1
4	二丈中学校	糸島市二丈深江 1339 番地 1	1	1
5	志摩中学校	糸島市志摩小金丸 1836 番地 1	1	1
6	姫島小学校 志摩中学校姫島分校	糸島市志摩姫島 976 番地	1	1
7	福吉小学校	糸島市二丈吉井 4118 番地	1	1
8	深江小学校	糸島市二丈深江 999 番地	1	1
9	引津小学校	糸島市志摩御床 2165 - 2	1	1
10	福吉コミュニティ センター	糸島市二丈福井 4017 番地	1	1
11	深江コミュニティ センター	糸島市二丈深江 1360 番地	1	1
12	引津コミュニティ センター	糸島市志摩御床 2165 - 3	1	1
13	一貴山コミュニティ センター	糸島市二丈石崎 81	1	1
	合 計		12	16

各配備機関の放射線測定器等の引取を行い、点検及び校正を行った後、配備機関へ引渡を行うものとする。

4 遵守事項

業者は本業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、次の要綱等を遵守するものとする。

- (1) 放射線測定に関するガイドライン
- (2) その他関係法令等

5 業務の実施方法

- (1) 各測定器については、放射線測定に関するガイドライン（平 23 年文部科学省・日本原子力研究開発機構）に基づき、機器点検とあわせて国家基準とのトレーサビリティの明確な校正場を用いての校正を、製造業者の定める方法により実施するものとする。
- (2) 校正は、JIS 規格等技術上の基準に従い行うこと。
- (3) 測定機器の全機種について電池交換を行い本契約に含めること。

6 故障時の連絡

点検整備において故障を発見したときは、その状況及び原因を速やかに県に連絡し、県の指示に従うものとする。

7 完了報告及び検査

点検・校正業務を完了したときは、速やかに以下（１）、（２）の書類を添付した完了報告書を県に提出し、検査を受けるものとする。また、報告書が検査に不合格となったときは、速やかに再提出を行わなければならない。

- (1) 検査成績書
- (2) 校正証明書（トレーサビリティ証明を含む）

8 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受注者とが協議して定めるものとする。